

## 7月10日消費者委員会における河上委員長取りまとめ

平成24年7月10日  
消費者委員会

本日開催された消費者委員会において電気料金について議題となったところ、審議を踏まえて河上正二委員長から行われた取りまとめ発言のポイントは以下のとおりです。

### 1. 査定の基準について

経産省の有識者会議が出した一般電気事業供給約款料金審査要領は、あくまで、ノーマルな事業活動を続けている電力事業者に適用するということで、一定の枠がはめられているものであり、国からの大幅な資本注入を前提に活動せざるを得ない東京電力にそのまま妥当となるものではない。現に、組み入れられたコストには東京電力に固有の費目が相当入っている。原発事故を契機に発生した多額のコストを、東京電力自身、国民、ステークホルダー、利用者がどのような形で負担として分かち合うかを問題とせざるを得ない点に留意して、特例措置が取られるべき事案であると考えられる。

### 2. 個別の項目について

#### (1) 人件費

「国民の声」等に寄せられた意見のうち、大部分が人件費に関するものであり、厳しい対応が必要である。特に、

公的資金を注入された企業の給与水準を考慮し、更なる削減を検討すべきである。

法定外厚生費について、余暇・レジャーや自己啓発にも充てられるような原価として認める意義が見出しがたいものも含まれている。労働安全衛生法や次世代育成支援対策推進法といった法令等に定められた企業として責務を果たすためのものに限定すべきである。

#### (2) 競争入札・随意契約

随意契約取引の費用についてはコスト削減額が原則10%に満たない場合には未達分を減額とされているが、東京電力の実質国有化の状況を踏ま

えると、むしろ競争入札を原則とすべきであり、より深掘りしたうえで、これを厳格に適用するべきではないか。

### (3)購入電力料

日本原電・東北電力からの購入電力料についても、東京電力本体同様に人件費や随意契約等について厳しいコスト削減努力を行い、原価に反映させるべきである。そもそも購入電力量がゼロであることに加え、日本原電が東京電力との共同事業体という性格を持つことを考えれば、算入原価を下方修正すべきである。

### (4)減価償却費、事業報酬

福島第一原子力発電所の5～6号機、福島第二原子力発電所は、原価算定期間内における再稼働が見込まれておらず、今後10年間の稼働も不透明であることから、これらの減価償却費は原価から除く方向で考えていくべきではないか。

事業報酬については、各電力会社一律に適用される経済産業省令及び審査要領に基づき算出されているが、公的資金が注入されている東京電力について、通常の経営環境下にある他の電力会社と同様の扱いをされることについては強い疑問を持たざるを得ない。

仮に通常通りの割合で認めるとしても、原発事故の賠償のための特別負担金に充てる旨を明確に担保する措置を講ずるべきである。

事業報酬率を決定する自己資本報酬率及び他人資本報酬率の3:7という数字自体が果たしてこれでよいのかについても、長期的に考えていくべきである。少なくとも、東京電力の今回の申請の妥当性を考えるにあたって、固定的に考えることには疑問がある。

### (5)福島第一原発安定化費用及び賠償対応費用

これらの費用については原価に算入して利用者に負担を求めるのは適切ではないのではないかと。

## 3. 今後の検討課題

また、今回の電気料金値上げ申請の議論の過程で以下のような課題が指摘されている。これらの点については、経済産業省において適切な対応を取られるとともに、消費者委員会でもその対応について検証を行うこととする。

- (1) 今後は原価と実績の部門別評価を毎年実施し、規制部門の電気料金が不当に高い事態となる場合には、本年2月の当委員会による「公共料金問題についての建議」で指摘したように、適正な料金に確実に値下げさせることを可能にする仕組みを構築するために、電気事業法第23条に基づく料金認可変更命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うこと。
- (2) 事業報酬と資金調達コストの差分や経営努力の結果生じた原価と実績の差分については最優先で特別負担金の返済に充てられることを事前に確認し、また事後にも検証を行うこと。
- (3) 燃料費調整制度は現状のままでよいのか、価格変動による燃料費増をそのまま値上げ理由とすることであるのか、これらの問題をさらに検討すべきである。